

費用

利用料・利用者負担額(要介護1～5)

	単位	1割	2割	3割
20分未満	313単位	320円	640円	960円
30分未満	470単位	480円	960円	1440円
30分以上1時間未満	821単位	838円	1676円	2514円
1時間以上1時間30分未満	1125単位	1149円	2298円	3447円
※1日3回以上の場合は90/100				
初回加算	300単位	306円	612円	918円
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	511円	1022円	1533円
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	255円	510円	765円
退院時共同指導加算	600単位	613円	1226円	1839円
複数名訪問看護加算30分未満	254単位	259円	518円	777円
複数名訪問看護加算30分以上	402単位	410円	820円	1230円
緊急時訪問看護加算	574単位	586円	1172円	1758円
ターミナルケア加算	2000単位	2042円	4084円	6126円
長時間訪問看護加算	300単位	306円	612円	918円
理学療法士等の訪問看護	40分	586単位	598円	1196円
	60分	792単位	809円	1618円

利用料・利用者負担額(要支援1～2)

	単位	1割	2割	3割
20分未満	302単位	308円	616円	924円
30分未満	450単位	459円	918円	1377円
30分以上1時間未満	792単位	809円	1618円	2427円
1時間以上1時間30分未満	1087単位	1110円	2220円	3330円
理学療法士等の訪問看護	40分	566単位	578円	1156円
開始より12ヶ月経過以降	40分	556単位	568円	1136円
※最大40分訪問とさせていただきます				

(2)加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25% /1回	夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50% /1回	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合

複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合

複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位/1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位/1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位/1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
緊急時訪問看護加算	574単位/1月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/1月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/1月	
ターミナルケア加算	2000単位/1月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算	300単位/1月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導加算	600単位/1回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	250単位/1月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等に同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合

利用料・利用者負担額(医療保険)

	金額	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ)(週3回まで)	5550円	555円	1110円	1665円
訪問看護基本療養費(Ⅰ)(週4回以降) 理学療法士等は除く	6550円	655円	1310円	1965円
訪問看護管理療養費(月の初日)	7440円	744円	1488円	2232円
訪問看護管理療養費(2日目以降)	3000円	300円	600円	900円
早朝・夜間加算(6～8時・18時～22時)	2100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)	4200円	420円	840円	1260円
難病等複数回訪問加算(1日2回の訪問)	4500円	450円	900円	1350円
難病等複数回訪問加算(1日3回以上の訪問)	8000円	800円	1600円	2400円
複数名訪問看護加算(週1回)	4300円	430円	860円	1290円
情報提供療養費(1月につき)	1500円	150円	300円	450円
緊急時訪問看護加算(1日につき)	2650円	265円	530円	795円
特別管理加算(1月につき)(月1回※2)	5000円	500円	1000円	1500円

特別管理加算(1月につき)(月1回※3)	2500円	250円	500円	750円
24時間対応体制加算	6400円	640円	1280円	1920円
退院時共同指導加算(1月につき)	6000円	600円	1200円	1800円
特別管理指導加算	2000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	6000円	600円	1200円	1800円
在宅患者連携指導加算(1月につき)	3000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月2回)	2000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費	25000円	2500円	5000円	7500円
長時間訪問加算・指導加算 ※1	5200円	520円	1040円	1560円

※1 週1回まで(厚生労働省が定める状態の場合 週3回まで)

人工呼吸器を使用している状態にある方

特別訪問看護指示期間にある方

特別な管理を必要とする方(※2 ※3)

※2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※3 在宅酸素・人口肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)

②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)

③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3)その他の費用

①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。

※通常実施地域以外の地域の場合は、1回につき 500 円のご負担となります。

②衛生材料費・・・介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。

※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。

③上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。

④その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

(4)支払い方法

サービス利用料は利用月毎にまとめて計算し翌月初めに請求いたします。

口座振替にて26日に引落しをさせていただきます。

(注) 口座振替の場合、書類提出時期の関係により利用開始月から2ヶ月分または3ヶ月分をまとめて引落させていただく場合があります。

書類に不備があった際はさらに引落開始時期が延びる場合もあります。

V キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

①利用日の前日17時30分までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です
②利用4時間前連絡があった場合	提供あたりの料金の25%を請求します。
③利用までに連絡がなかった場合	提供あたりの料金の50%を請求します。

※ただし、利用者の症状の急変や急な入院の場合にはキャンセル料は不要です。